

○茅野市新型コロナウイルス感染症対策消耗品等購入支援補助金交付要綱

令和3年8月19日

告示第183号

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の拡大の影響を受け、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む中小企業者等が、国の業種別の感染拡大ガイドラインに沿った感染予防対策等を実施した場合に、予算の範囲内において茅野市新型コロナウイルス感染症対策消耗品等購入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、茅野市補助金等交付規則（昭和39年茅野市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に該当する中小企業者及びこれと同等と認められる者をいう。

2 この告示において、「事業所等」とは、店舗、工場、事務所、営業所、宿泊施設その他市長が特に必要と認める事業所をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者（以下「補助対象者」という。）は、長野県の新型コロナ対策推進宣言、茅野あんしん認証等の新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいる市内に事業所等を有する中小企業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行う者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員

(3) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(補助対象事業及び経費)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和3年4月1日から令和3年12月31日までに実施した新型コロナウイルス感染症対策に取り組むための消耗品等の購入に係る経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

2 補助対象経費には、消費税及び消費税相当額は含まないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、国、県等による同様の補助金等の交付を受けようとする事業又は受けた事業は、補助対象事業としなない。

(補助金等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、1補助対象者当たり5万円を限度とする。ただし、一般社団法人ちの観光まちづくり推進機構が認証する「茅野あんしん認証 EAT」を取得した補助対象者にあつては、補助対象経費の10分の10以内とし、1補助対象者当たりの限度額は同額とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請は、令和4年1月31日までに、茅野市新型コロナウイルス感染症対策消耗品等購入支援補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、1補助対象者につき1回限りとし、同一補助対象者が複数の事業所等を有する場合においては、所有する事業所等のうちから1つを申請するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、交付するものと決定したときは茅野市新型コロナウイルス感染症対策消耗品等購入支援補助金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により、交付しないものと決定した場合は茅野市新型コロナウイルス感染症対策消耗品等購入支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付するものと決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他この告示に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されている場合は、その返還を命じることができる。

(報告及び調査)

第10条 市長は、この告示の施行に必要な限度において、補助対象者に対し報告を求め、又は当該職員を事業所等及び住居に立ち入らせ調査させることができる。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和3年度の補助金の申請分から適用する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に助成金の交付を受けた者における第8条及び第9条の規定の適用については、同日後においても、なお従前の例による。

